官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令（三三二）　二
〔省　令〕
○物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令（農林水産七三）　二
〔法規的告示〕
○国税通則法施行令第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件（国税庁二五）　二
〔その他告示〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁八～一〇）　二
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三一〇）　二
○欧州連合の計画への日本国政府の参加に関する日本国政府と欧州連合との間の協定の効力発生までの間の暫定的な適用に関する件（同三一一）　二
○ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害リスク軽減計画のための贈与等に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一二）　二
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一三）　二
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一四）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二九三）　三
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録実施機関の登録実施事務を行う事務所の所在地の変更及び代表者の変更の件（農林水産・経済産業・国土交通三）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二九四～一二九七）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同一二九八、一二九九）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二五七～二六一）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二六二）　六
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二六三）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二六四）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局七〇）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　七
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔資　料〕
令和八年八月中国際収支状況（速報）及び令和八年四～六月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

本号で公布された法令のあらまし

◇医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令（政令第三百三十二号）（こども家庭庁）

1　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の規定により、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族その他の関係者に対する支援等を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ又は自ら行うことができる市を定める。（本則関係）

2　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）

政　令

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十二号

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令

内閣は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市とする。

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

厚生労働大臣　上野賢一郎

省　令

○農林水産省令第七十三号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新

物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令

物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロの法人を定める省令（平成十七年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第十八号ロ」を「第四条第六号ロ」に改める。

附　則

この省令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

法規的告示

○国税庁告示第二十五号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十三日

国税庁長官　青木　孝徳

次の表により改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
事務所	所在地		事務所	所在地	
（略）	（略）		（略）	（略）	
岡崎税務署	愛知県岡崎市羽根二丁目2番地1岡崎合同庁舎		岡崎税務署	愛知県岡崎市羽根町字北乾地50－1岡崎合同庁舎	
（略）	（略）		（略）	（略）	

その他告示

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年八月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十二号）に係る指定金融機関を令和八年十月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年八月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十二号）に係る指定金融機関を令和八年十月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年八月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十二号）に係る指定金融機関を令和八年十月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島市万世町二番五号

○外務省告示第三百二十号

令和八年九月二十八日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億五千八百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　平田健治在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　コングラトバイ・シャリポフ高等教育・科学・イノベーション大臣

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十一号

令和八年七月三十日にブリュッセルで署名された欧州連合の計画への日本国政府の参加に関する日本国政府と欧州連合との間の協定について、我が国は、同協定の暫定的な適用及び効力発生のために必要とされる内部手続が完了した旨の通告を令和八年七月三十日に欧州連合に対して行った。欧州連合は、同協定の暫定的な適用のために必要とされる内部手続が完了した旨の通告を同日に我が国に対して行った。よって、同協定は、令和八年七月三十日から同協定が効力を生ずるまでの間、その第十七条2の規定に従い、暫定的に適用される。同協定がその第十七条1の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

なお、同協定の概要は次のとおりである。

一　協定本文

1　この協定は、欧州連合（以下「連合」という。）の計画又は活動への日本国政府（以下「政府」という。）の参加に適用される条件を定める。（第一条）

2　この協定における用語の定義について定める。（第二条）

3　ホライズン・ヨーロッパ計画への政府の参加のための具体的な条件は、この協定の議定書に定める。（第三条）

4　政府は、この協定及びその議定書並びに関連する他の規則等に定める条件に基づき、連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に参加する。（第四条）

5　政府の代表者又は専門家等は、連合の構成国（以下「構成国」という。）の代表者又は専門家等が参加する委員会等の会合にオブザーバーとして参加することを認められ、投票の際には出席しない。政府は、投票の結果について通報を受ける。それらの会合への日本国の代表者又は専門家の参加は、特に発言権並びに情報及び文書の受領に関し、原則として、構成国の代表者に適用されるものと同一の規則及び手続により規律される。（第五条）

6　政府又は日本の事業体による連合の計画又は活動への参加は、政府の拠出を条件とする。政府は、自国の法令に基づき、及びその年次予算の範囲内で、拠出を行う。拠出金は、(a)運営分担金（緊急時予備費を含む。）及び(b)参加費（年次運営分担金の四パーセント。ただし、二〇二六年については、三パーセント）の合計の形式をとる。二〇二六年及び二〇二七年の政府の年次運営分担金は、附属書Ⅰに定める固定額とする。（第六条）

7　運営分担金は、特定の議定書に定めがある場合には、遡及して調整することができる。（第七条）

8　連合の計画又は活動（例外的な場合には、それらの一部）に関して適用される自動的な修正の額は、政府又は日本の事業体との間で実際に結ばれた法的な約束の当初の額と政府が支払ったこれに対応する運営分担金との差額とする。（第八条）

9　連合は、関連する合意又は契約に定めるところにより、日本の事業体及び日本の事業体のために活動する第三者（以下「日本の事業体等」という。）の施設において検査及び監査を行う権利を有する。連合の機関等は、日本国の領域内で資金供与契約等に基づいて職務を遂行する場合には、日本国の法令に適合する方法によって行動しなければならない。政府が指定する連絡部局（以下「指定連絡部局」という。）は、検査又は監査の対象、目的及び法的根拠について、事前に通報を受ける。（第九条）

10　欧州委員会及び欧州不正対策局は、関連する資金供与契約等に基づき、日本国の領域内で、不正行為から連合の財政的利益を保護することを目的とする任務を遂行する権限を有する。欧州委員会等がその目的のために行う活動は、日本国の法令に適合する方法により、指定連絡部局との緊密な協力の下で行われる。指定連絡部局が特定する職員は、当該活動に参加することができる。（第一〇条）

11　政府は、適用可能な国際協定及び二国間協定並びに日本国の法令に基づき、連合の財政的利益に影響を及ぼす犯罪を行った者等の捜査及び訴追において、構成国の権限のある当局又は欧州検察庁と協力する。（第一一条）

12　欧州委員会は、資金供与契約に基づく請求に関し、関連する契約の当事者である日本の事業体に対し金銭上の義務を課する決定を採択することができる。政府は、当該日本の事業体が所定の期間内に当該金銭上の義務の額を支払わない場合には、当該日本の事業体に対して全ての適当な措置をとる。欧州委員会は、指定連絡部局に通報後、三箇月を経過しても支払われない場合には、未払の額を緊急時予備費から賄う。（第一二条）

13　この協定の実施のため、連合の機関等は、日本の事業体等と直接の連絡を行うことができる。（第一三条）

14　政府及び連合の代表者で構成する合同委員会を設置し、少なくとも年一回会合する。（第一四条）

15　この協定は、日本国及び連合の各領域における関係法令に基づいて実施する。（第一五条）

16　この協定の解釈又は実施から生ずる両締約者間の問題が一方の締約者によって提起されてから二箇月以内に合同委員会における討議を通じて解決されない場合には、交渉を通じて相違につき解決する。（第一六条）

17　この協定の効力発生、暫定的な適用、終了及び改正並びに正文について定める。（第一七条）

二　議定書

ホライズン・ヨーロッパ計画への政府の準参加のための具体的な条件を定める。

三　附属書

1　附属書Ⅰ　政府の拠出金に関する算出及び運営分担金の自動的な修正並びにこれらの支払に係る細則について定める。

2　附属書Ⅱ　ホライズン・ヨーロッパ計画の第二の柱に相当する日本国の計画等の一覧について定める。

○外務省告示第三百二十二号

令和八年九月十八日にポートモレスビーで、コココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害リスク軽減計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害リスク軽減計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与等の限度額　四十一億八千万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　望月寿信在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　ジャスティン・トカチェンコ外務大臣

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十三号

令和八年九月十八日にポートモレスビーで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億千七百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　望月寿信在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　ジャスティン・トカチェンコ外務大臣

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十四号

令和八年九月三十日にスバで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　一億六千五百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　田島浩志在フィジー大使

フィジー側　ピタ・タンギザキレワ公務員省次官

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省告示第二百九十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年九月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年十月二十三日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	400,000,000円	101.05円
〃	第22回	5,300,000,000円	101.10円
〃	第23回	1,400,000,000円	100.05円
〃	第23回	1,000,000,000円	100.10円
〃	第23回	600,000,000円	100.15円
〃	第24回	600,000,000円	99.60円
〃	第29回	1,000,000,000円	94.47円
〃	第29回	1,500,000,000円	94.53円
〃	第30回	3,300,000,000円	92.87円
合計		15,100,000,000円	

○農林水産省
経済産業省告示第三号
国土交通省

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第二十八条の規定に基づき、公益財団法人日本合板検査会（登録実施機関第００１号）から登録実施事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第三十六条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）第十三条第一項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（登録実施機関第００３号）から登録実施機関の登録を受けた者の氏名を変更する届出があり、同条第三項の規定により変更の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

一　公益財団法人日本合板検査会（登録実施機関第００１号）

㈠　変更する事務所の名称　中国検査所

㈡　変更する事務所の名称及び所在地

変更前	中国検査所　島根県松江市学園一丁目九番八号
変更後	廃止（九州検査所　福岡県北九州市門司区西海岸三丁目一番三十八号　に統合）

㈢　変更の年月日　令和八年四月一日

二　一般財団法人日本ガス機器検査協会（登録実施機関第００３号）

㈠　登録実施機関の登録を受けた者の氏名の変更

変更前	中西　英夫
変更後	廣實　郁郎

㈡　変更の年月日　令和八年六月二十三日

○国土交通省告示第千二百九十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	富士市西船津字トツラ沢六〇四番八から同市北松野字小森五三六番三地先まで	令和八年十月二十六日〇時
〃	富士宮市山本字石ノ宮九一一番八地先から同市内房字鴉	〃

○国土交通省告示第千二百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
豊川市橋尾町大道通一八番六から同市麻生田町為京六二番三まで	前	最大 六三 最小 二六	四六五
	後	最大 六三 最小 二六	

○国土交通省告示第千二百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
日進市米野木町南山九七八番一一	前	最大 一七八 最小 一二三	一一五
	後	最大 一七八 最小 一二三	

○国土交通省告示第千二百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名	区間	変更別	敷地の幅員	延長
中央自動車道西宮線	東近江市蛇溝町字長谷野一一六八番一から同市蛇溝町字長谷野一四〇五番まで	前	最大 二四六（メートル） 最小 三一（メートル）	四八五（メートル）
		後	最大 二七四（メートル） 最小 五三（メートル）	

○国土交通省告示第千二百九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5872号	船速距離計	ＪＬＮ―721	日本無線株式会社	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

○国土交通省告示第千二百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5899号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＡＰＩＡ―01型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目1番34号

○防衛省告示第二百五十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

実施機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機
その他　一　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十三号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一三分四七秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

実施機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

実施機
その他

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

航空機
一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第七十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十三日

中部地方整備局長　西村　拓

認定更新番号表

（令和８年10月１日）

製造業者名	更新前の認定番号	更新後の認定番号
大家産業㈱ 代表取締役　木村　雄三 ダイエー浄化槽　ＦＤＲ５型 〃　ＦＤＲ７型 〃　ＦＤＲ10型	5—21K—H—003 〃　—1 〃　—2	5—26K—H—003 〃　—1 〃　—2
ダイエー浄化槽 ＦＣＡ51～280Ｊ１型	5—22—H—001	5—26K—H—004
フジクリーン㈱ 代表取締役社長　後藤　雅司 フジクリーン　ＣＥＮ—５型 〃　ＣＥＮ—７型 〃　ＣＥＮ—10型	5—21K—H—004 〃　—1 〃　—2	5—26K—H—005 〃　—1 〃　—2
フジクリーン　ＣＲＸⅡ—５型 〃　ＣＲＸⅡ—７型 〃　ＣＲＸⅡ—10型	5—21K—H—005 〃　—1 〃　—2	5—26K—H—006 〃　—1 〃　—2

藤吉工業㈱ 代表取締役社長　加藤　靖始		
フジヨシ浄化槽 ＦＫＭ－Ｂ－１型	5－21K－H－006	－1
〃　ＦＫＭ－Ｂ－２Ａ型	〃	－2
〃　ＦＫＭ－Ｂ－３Ａ型	〃	－3
〃　ＦＫＭ－Ｂ－３Ｂ型	〃	－4
〃　ＦＫＭ－Ｂ－４Ａ型	〃	－5
〃　ＦＫＭ－Ｂ－４Ｂ型	〃	－6
フジヨシ浄化槽 ＦＫＭ－ＮＰ－１型	5－21K－H－007	－1
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－２Ａ型	〃	－2
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－２Ｂ型	〃	－3
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－３Ａ型	〃	－4
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－３Ｂ型	〃	－5
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－４Ａ型	〃	－6
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－４Ｂ型	〃	－7
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－５Ａ型	〃	－8
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－６Ａ型	〃	－9
〃　ＦＫＭ－ＮＰ－６Ｂ型	5－26K－H－007	－1
〃	〃	－2
〃	〃	－3
〃	〃	－4
〃	〃	－5
〃	5－26K－H－008	－1
〃	〃	－2
〃	〃	－3
〃	〃	－4
〃	〃	－5
〃	〃	－6
〃	〃	－7
〃	〃	－8
〃	〃	－9

国会事項

衆議院

質問書提出
十月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
不動産取引の運用改善に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

質問書転送
十月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。
政府提出の「消費税・支援金法案」に関する質問主意書

参議院

議案受領（予備審査）
十月二十一日衆議院から次の議案が送付された。
就業者の租税及び社会保険料による負担の軽減のために講ずべき措置に関する法律案（浅野哲外三名提出）（衆第一号）

人事異動

法務省

○定年退官
札幌区検察庁副検事齊茂樹は、検察庁法第二十二条第一項の規定により十月二十日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

（横浜国立大学名誉教授）　影井清一郎
（名古屋工業大学名誉教授）　山本　勝
正四位に叙する（各通）
（弘前大学名誉教授）　橋本　功
従四位に叙する
青木　紘　菅原　圓雄
村上　悌　横張　隆拡
久村　亨　後藤　年汪
櫻井　孝　佐藤　文夫
正六位に叙する（各通）
佐々木　滋　菅原　傳　武田　次弘
谷口幸太郎　豊福　範明　藤谷　栄二
松田　隆和　渡邊　忠夫
従六位に叙する（各通）
照　幸喜
（警視庁警部補）
古川八州男　山下　幸利
正七位に叙する（各通）
阿世知富男　栗原　實
従七位に叙する（各通）（以上九月十四日）
菅原　幸輔　田中　守　中林　勝彦
平山　一藏　森本　國昭
正六位に叙する（各通）
石井　隆　磯田　四郎　大石　幹夫
尾崎　完二　川上　明　久保田博道
谷内　正人　中江　泰夫　藤井　紀男
山本　誠
従六位に叙する（各通）
和泉田政徳　千葉　克一
正七位に叙する（各通）（以上九月十五日）
（福井大学名誉教授）　仲村　憲三
正四位に叙する
佐藤　玉和　張貝　智治　福士　勉
従五位に叙する（各通）
大島　博　佐藤　則行
長徳谷　忠　中野　浩一
正六位に叙する（各通）
緒方　典明　清野八十八　田狭　伸彦
中川　嘉久　保坂　勝　鷲田　昌久
従六位に叙する（各通）
上枝　茂雄　山川　富久
正七位に叙する（各通）
滝上　則康　豊永　隆至
従七位に叙する（各通）（以上九月十六日）
久保永哲雄
従六位に叙する（九月十七日）
星川　保松
正五位に叙する（九月十八日）

○叙勲

（埼玉県東秩父村議会議員）　田中　秀雄
旭日単光章を授ける（九月十四日）
田村　富司
旭日単光章を授ける（九月十五日）
川越　忠明
旭日単光章を授ける（九月十六日）
後藤　年汪
（弘前大学名誉教授）
橋本　功
瑞宝小綬章を授ける（各通）
佐々木　滋　佐藤　文夫
武田　次弘　山下　幸利
瑞宝双光章を授ける（各通）
藤谷　栄二
瑞宝単光章を授ける（以上九月十四日）
和泉田政徳　大石　幹夫　尾崎　完二
川上　明　菅原　幸輔　中江　泰夫
中林　勝彦　藤井　紀男　満尾　實
瑞宝双光章を授ける（各通）
石井　隆
瑞宝単光章を授ける（以上九月十五日）
（福井大学名誉教授）　仲村　憲三
瑞宝中綬章を授ける
佐藤　則行　張貝　智治　福士　勉
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大島　博　山川　富久　鷲田　昌久
瑞宝双光章を授ける（各通）
田狭　伸彦
瑞宝単光章を授ける（以上九月十六日）
久保永哲雄
瑞宝双光章を授ける（九月十七日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電
令和八年熊本地震に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。
カタール首長殿下
クウェート首長殿下
コンゴ民主共和国大統領閣下
カメルーン大統領閣下
ブルンジ大統領閣下
フィリピン大統領閣下

官報

令和８年８月中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、％）

項目	８月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	−8,035	−9,128	−1,529
（対前年同月比）	（425.6）	（−4.8）	（−65.8）
貿易収支	−6,877	−3,999	1,138
（対前年同月比）	（—）	（113.0）	（—）
輸出	98,623	112,561	84,393
（対前年同月比）	（16.9）	（24.1）	（−1.3）
輸入	105,500	116,560	83,255
（対前年同月比）	（26.7）	（25.9）	（−5.7）
サービス収支	−1,158	−5,129	−2,667
（対前年同月比）	（−56.6）	（−33.5）	（53.4）
第一次所得収支	51,332	42,896	42,227
（対前年同月比）	（21.6）	（5.8）	（−11.3）
第二次所得収支	−2,677	−3,879	−4,417
（対前年同月比）	（−39.4）	（−23.8）	（−5.6）
経常収支	40,620	29,889	36,281
（対前年同月比）	（12.0）	（15.6）	（−5.7）
資本移転等収支	−59	−186	−161
直接投資	−10,164	26,213	25,538
証券投資	49,723	−6,753	−16,763
金融派生商品	2,745	−394	5,990
その他投資	130,785	−5,204	−5,501
外貨準備	−150,907	3,764	5,978
金融収支	22,183	17,626	15,242
誤差脱漏	−18,378	−12,077	−20,878

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和８年４～６月中国際収支状況（第２次速報）

財務省

（単位：億円、％）

項目	４月	５月	６月	４～６月
貿易・サービス収支	−17	1,088	−2,362	−1,291
（対前年同月〈期〉比）	（−99.8）	（—）	（—）	（−83.6）
貿易収支	3,485	−112	−1,318	2,055
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（−97.7）	（—）	（—）
輸出	100,972	93,570	104,942	299,484
（対前年同月〈期〉比）	（13.8）	（14.7）	（16.5）	（15.0）
輸入	97,487	93,682	106,261	297,429
（対前年同月〈期〉比）	（9.9）	（8.2）	（24.4）	（14.1）
サービス収支	−3,502	1,200	−1,044	−3,346
（対前年同月〈期〉比）	（−51.8）	（−8.3）	（−35.0）	（−55.7）
第一次所得収支	42,144	42,798	4,083	89,025
（対前年同月〈期〉比）	（15.5）	（2.4）	（−71.7）	（−4.0）
第二次所得収支	−2,871	−3,046	−1,121	−7,038
（対前年同月〈期〉比）	（−48.1）	（−38.3）	（−76.1）	（−53.6）
経常収支	39,257	40,841	599	80,697
（対前年同月〈期〉比）	（65.6）	（23.0）	（−95.3）	（15.7）
資本移転等収支	−229	−152	−4,630	−5,012
直接投資	38,034	36,606	15,593	90,233
証券投資	−132,870	−18,640	90,403	−61,108
金融派生商品	4,049	6,284	22,060	32,393
その他投資	138,154	144,986	−120,489	162,651
外貨準備	3,695	−114,354	2,871	−107,788
金融収支	51,062	54,882	10,438	116,382
誤差脱漏	12,034	14,194	14,469	40,697

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

認事項

有権者申出方

元当局所属公証人有竹茂一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年10月23日　　水戸地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４０７号
埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地１
申立人　熊谷市
本籍東京都千代田区永田町一丁目１番地
最後の住所埼玉県熊谷市玉井４丁目61番地
死亡の場所埼玉県熊谷市
死亡年月日令和６年７月７日
出生の場所東京府荏原郡駒沢町
出生年月日昭和２年９月８日
職業不詳　被相続人　亡　鬼塚　光雄
事務所埼玉県熊谷市本町１丁目62番地　M＆Aビル本町４階　まるやま法律事務所
相続財産清算人　弁護士　丸山　博久
催告期間満了日　令和９年５月７日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和８年（家）第４８６号
埼玉県熊谷市宮町２丁目47番地１
申立人　熊谷市
本籍埼玉県熊谷市玉井1973番地28０
最後の住所埼玉県熊谷市玉井南２丁目12１番地
死亡の場所埼玉県深谷市
死亡年月日令和８年６月３日
出生の場所埼玉県熊谷市
出生年月日昭和38年７月21日
職業不詳　被相続人　亡　村上　正浩
事務所埼玉県熊谷市宮町１丁目32番地　林法律事務所
相続財産清算人　弁護士　加藤　潔
催告期間満了日　令和９年５月７日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和８年（家）第４００８１号
盛岡市本町通１丁目10番７号マルモビル２階
申立人　吉江　暢洋
本籍盛岡市南仙北２丁目19番地13
最後の住所盛岡市前潟１丁目７番16号　メルシー前潟　死亡の場所岩手県盛岡市
死亡年月日令和７年９月14日
出生の場所岩手県盛岡市
出生年月日昭和34年２月５日
職業無職　被相続人　亡　鈴木　俊輔
盛岡市本町通１丁目１０番７号マルモビル２階　川上・吉江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉江　暢洋
催告期間満了日　令和９年５月17日
盛岡家庭裁判所

令和８年（家）第３１９４号
熊本市中央区新大江３丁目11番４－16号
申立人　川添　綾子
本籍熊本県熊本市中央区大江三丁目１番
最後の住所熊本市中央区新大江３丁目11番４－16号
死亡の場所熊本県熊本市中央区
死亡年月日令和７年10月31日
出生の場所熊本県熊本市
出生年月日昭和47年11月20日
職業自営業
被相続人　亡　川添　徹矢
熊本市中央区帯山３－35－１－103
相続財産清算人　杉本　裕志
催告期間満了日　令和９年５月10日
熊本家庭裁判所

令和８年（家）第３００７５号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍広島県福山市吉津町404番地
最後の住所広島県福山市水呑町三新田一丁目389番地
死亡の場所広島県福山市　死亡年月日推定令和7年10月16日出生の場所広島県福山市　出生年月日昭和41年1月20日職業不明
被相続人　亡　田嶋　敦
広島県福山市駅家町大字万能倉734番地4－2－A
相続財産清算人　佐藤　正和
催告期間満了日　令和9年5月8日
広島家庭裁判所福山支部

令和８年（家）第４１３号
兵庫県小野市広渡町１02番地
申立人　小南　達也
本籍兵庫県姫路市四郷町見野1020番地
最後の住所兵庫県小野市広渡町23番地
死亡の場所兵庫県加東市
死亡年月日令和７年８月30日
出生の場所兵庫県飾磨郡四郷村
出生年月日昭和17年11月15日
職業無職
被相続人　亡　中村　至人
兵庫県加東市社５35番地４
相続財産清算人　司法書士　本多　義博
催告期間満了日　令和９年５月７日
神戸家庭裁判所社支部

令和８年（家）第７０５９号
東京都千代田区九段北１丁目13番５号
申立人　あおぞら債権回収株式会社　代表者代表取締役　篠崎　純
本籍静岡県富士市宮下30１番地16
最後の住所静岡県富士市宮下30１番地の16
死亡の場所静岡県富士市
死亡年月日令和７年12月21日頃から31日頃までの間
出生の場所静岡県富士市
出生年月日昭和45年11月16日
職業不明　被相続人　亡　古牧　剛
静岡県富士市永田町１丁目15番地中村ビル10２フジタ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤田　峻弘
催告期間満了日　令和９年５月18日
静岡家庭裁判所富士支部

令和８年（家）第２０１４７号
栃木県那須烏山市田野倉85－１
申立人　社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会
本籍栃木県芳賀郡益子町大字上山69９番地
最後の住所栃木県那須烏山市南大和久95６番地２社会福祉法人大和久福祉会
死亡の場所栃木県那須烏山市
死亡年月日令和８年５月14日
出生の場所栃木県芳賀郡益子町
出生年月日昭和39年４月16日
職業無職
被相続人　亡　野澤　浩
栃木県宇都宮市東浦町10番１号ＣＹ栃木街道ビル２階法律事務所栞
相続財産清算人　弁護士　呉　国峰
催告期間満了日　令和９年５月７日
宇都宮家庭裁判所

令和８年（家）第１０２８４号
山梨県甲府市屋形一丁目８番16号サニーハイツ西田10１号室
申立人　寺田　龍星
本籍埼玉県川口市幸町三丁目12番
最後の住所静岡県焼津市塩津14０番地の２ム・ラージⅡＤ号室
死亡の場所静岡県焼津市
死亡年月日令和６年６月15日
出生の場所東京都品川区
出生年月日昭和43年３月16日
職業　会社員　被相続人　亡　寺田　貴志
静岡市葵区日出町５－３日出町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　葦名　ゆき
催告期間満了日　令和９年５月15日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和８年（家）第８１２０１号
大阪府大阪市住吉区万代東四丁目２番２１－１００３号
申立人　坂本　展祥
本籍大阪府大阪市東住吉区田辺二丁目２６番地
最後の住所大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目１２番７号
死亡の場所大阪府大阪市東住吉区
死亡年月日令和７年１２月２５日
出生の場所大阪府大阪市東住吉区
出生年月日昭和１９年２月９日
職業　無職　被相続人　亡　坂本　誠宏
住所　大阪市北区堂島２－２－２近鉄堂島ビル１９階
相続財産清算人　弁護士　小林　孝広
催告期間満了日　令和９年５月２５日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４２１１号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番１７－３０２号
申立人　薄木　宏平
本籍大阪府大阪市住吉区我孫子五丁目１０２番地７
最後の住所大阪府松原市高見の里６丁目９番２号
死亡の場所大阪府大阪市西成区
死亡年月日令和８年６月１８日
出生の場所大阪府大阪市住吉区
出生年月日昭和２２年３月３１日
職業　無職　被相続人　亡　赤穂　博
事務所　大阪市北区西天満５丁目１０番１７号西天満パークビル５階
相続財産清算人　弁護士　野村　いづみ
催告期間満了日　令和９年５月１０日
大阪家庭裁判所堺支部

令和８年（家）第３０１７９号
埼玉県川口市飯塚３－３－１－1905号
申立人　高橋まゆみ
本籍宮城県仙台市青葉区立町13番地３
最後の住所仙台市青葉区立町16番５号
死亡の場所宮城県仙台市青葉区
死亡年月日令和７年５月９日
出生の場所宮城県仙台市
出生年月日昭和24年11月11日
職業不明　被相続人　亡　渡邊　文子
仙台市青葉区一番町２丁目５番22号　ＧＣ青葉通りプラザ６階　古川・佐藤法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古川　真紀
催告期間満了日　令和９年５月13日
仙台家庭裁判所

令和８年（家）第１６５号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩井800番地1
申立人　山本　睦子
本籍鳥取県岩美郡岩美町大字岩常276番地
最後の住所鳥取県岩美郡岩美町大字岩常276番地
死亡の場所鳥取県岩美郡岩美町
死亡年月日令和8年5月24日
出生の場所鳥取県岩美郡岩美町
出生年月日昭和24年1月16日
職業不詳　被相続人　亡　藤澤　憲
鳥取県鳥取市西町二丁目415番地2
相続財産清算人　司法書士　村田　浩一
催告期間満了日　令和9年5月10日
鳥取家庭裁判所

令和８年（家）第３０１９号
滋賀県長浜市元浜町３番３号
申立人　長浜信用金庫
本籍滋賀県長浜市口分田町51９番地
最後の住所滋賀県長浜市口分田町51９番地
死亡の場所滋賀県長浜市
死亡年月日令和７年９月１日
出生の場所滋賀県長浜市
出生年月日昭和22年11月19日
職業会社役員　被相続人　亡　川瀬　久彌
滋賀県長浜市南呉服町７番30号　小山法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小山　英則
催告期間満了日　令和９年５月28日
大津家庭裁判所長浜支部

令和８年（家）第７０８３号
東京都中野区本町二丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍神奈川県相模原市中央区田名7400番地１
最後の住所神奈川県相模原市中央区田名7400番地１　ロイヤルステージ相模原番田602
死亡の場所神奈川県相模原市南区
死亡年月日令和５年12月14日
出生の場所大阪府堺市
出生年月日昭和39年３月22日
職業不明
被相続人　亡　櫻井　純
神奈川県相模原市中央区富士見６丁目15番１号ラ・フォンターナ10６号遠藤秀幸法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川島　邦文
催告期間満了日　令和９年５月６日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和８年（家）第２２２号
奈良県御所市古瀬５２５番地の２
申立人　徳田　秀之
国籍韓国
最後の住所奈良県五條市住川町１１６３番地の２つわぶき苑
死亡の場所奈良県五條市
死亡年月日令和８年３月15日
出生の場所大阪市城東区
出生年月日昭和43年８月４日
職業　不詳　　被相続人　亡　姜　栄求
奈良市西大寺栄町３番２３号サンローゼビル４階　秋篠法律事務所
相続財産清算人　新田　令華
催告期間満了日　令和９年５月17日
奈良家庭裁判所五條支部

令和８年（家）第８０９７２号
兵庫県尼崎市食満三丁目５番２５－７０２号
申立人　村上　智彦
本籍山口県萩市大字椿東５６４５番地
最後の住所大阪府大阪市旭区大宮三丁目２０番２２－６０４号
死亡の場所大阪府豊中市
死亡年月日令和８年５月１日
出生の場所大阪府大阪市大正区
出生年月日昭和８年９月１０日
職業　不明　　被相続人　亡　小野村　容子
住所　大阪市北区西天満２丁目９番１４号　北ビル３号館７階
相続財産清算人　弁護士　佐井　利信
催告期間満了日　令和９年５月２７日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０３３８号
名古屋市中区丸の内三丁目５番１０号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍埼玉県さいたま市緑区馬場二丁目１３番地１
最後の住所埼玉県さいたま市浦和区元町２丁目２０番８号　医心館北浦和２０５
死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区
死亡年月日令和６年４月２５日
出生の場所岩手県東磐井郡千厩町
出生年月日昭和２３年４月６日
職業無職　　被相続人　亡　新藤　清子
事務所さいたま市浦和区高砂２－６－４　第２島田屋ビルディング３階　さいたまシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　荒生　祐樹
催告期間満了日　令和９年５月２５日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第７１５０号
川崎市川崎区宮前町12番11号
申立人　横浜地方検察庁川崎支部検察官検事　片野　達也
本籍新潟県長岡市鉢伏町1957番地
最後の住所川崎市川崎区渡田２丁目20番19号第１誠荘　103
死亡の場所神奈川県川崎市川崎区
死亡年月日令和５年９月11日
出生の場所新潟県西蒲原郡燕町
出生年月日昭和21年９月５日
職業不明　被相続人　亡　加藤　諒市
川崎市中原区新丸子町915番地20　ＥＣＳ武蔵小杉ビル７階　田中・石原・佐々木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田中　康晃
催告期間満了日　令和９年５月10日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第８０８９６号
大阪府枚方市牧野北町５番４－６１０号
申立人　星　和惠
本籍大阪府枚方市走谷一丁目８番
最後の住所大阪府枚方市牧野北町５番４－６１０号
死亡の場所京都府八幡市
死亡年月日令和７年１１月１８日
出生の場所北海道札幌市
出生年月日昭和２９年８月２５日
職業　自営業　　被相続人　亡　星　勝也
住所　大阪市中央区博労町１丁目７番１６号ｙｔｃビル３階
相続財産清算人　弁護士　吉田　実
催告期間満了日　令和９年５月２７日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第９００８号
秋田県仙北郡美郷町六郷字宝門清水72番地2フラワータウン1階
申立人　株式会社Ｃｃｏｌｏｒ
本籍秋田県大仙市長戸呂字本郷119番地
最後の住所秋田県大仙市神宮寺字蓮沼79番地
死亡の場所秋田県大仙市
死亡年月日令和8年2月23日
出生の場所秋田県仙北郡雲沢村
出生年月日昭和12年11月16日
職業無職　被相続人　亡　佐々木貴子
事務所　秋田県湯沢市字祝田１４１番地１大山司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　大山幸太郎
催告期間満了日　令和９年５月17日
秋田家庭裁判所大曲支部

令和８年（家）第８１１２７号
大阪府吹田市泉町１丁目３番４０号
申立人　吹田市長
本籍大阪府吹田市岸部北二丁目３２番
最後の住所大阪府吹田市岸部北２丁目３２番７号
死亡の場所大阪府吹田市
死亡年月日令和７年９月３日
出生の場所鳥取県西伯郡淀江町
出生年月日昭和２９年４月１２日
職業　不明　　被相続人　亡　吉田　三智子
住所　大阪市北区西天満３－１４－１６西天満パークビル３号館８階
相続財産清算人　弁護士　奥田　智子
催告期間満了日　令和９年５月２７日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３０１００号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
申立人　鎌ケ谷市長　芝田　裕美
本籍東京都世田谷区経堂二丁目２３番
最後の住所千葉県鎌ケ谷市南初富六丁目４番１８－２５号
死亡の場所千葉県鎌ケ谷市
死亡年月日令和５年６月１日頃から９日頃までの間
出生の場所長野県北佐久郡小諸町
出生年月日昭和２３年８月２８日
職業　不明　　被相続人　亡　依田　憲一
事務所千葉県柏市中央町２－１　柏センタービル４階　柏グリーン法律事務所
相続財産清算人　弁護士　秋谷　圭太
催告期間満了日　令和９年５月１８日
千葉家庭裁判所松戸支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第２号
千葉県印西市牧の原三丁目５番地11１
申立人　山名浩美
権利の届出の終期　令和９年１月22日
令和８年９月29日　　熊本簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴　土地　菊池郡大津町大字大津字前田1149番３
宅地　７．27平方メートル
⑵　登記年月日番号　熊本地方法務局阿蘇大津支局明治33年８月８日受付第2277号
⑶　登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治33年８月7日付設定証書
目的　建物所有
存続期間　10年
地代　１年米１斗２升１合
支払期　毎年12月25日
地上権者　菊池郡大津町大字大津1149番地　大塚知吉
共同目的物件　登記第17９号の物件

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第２９１号
長野県安曇野市堀金烏川５０１９番地１メゾンリブェール２－２０２
申立人　仁科のぞ美
本籍山梨県北杜市小淵沢町４５１５番地
最後の住所山梨県北杜市小淵沢町４５１５番地
不在者　宮沢　英夫
昭和３１年８月１２日生
届出期間満了日　令和９年１月３０日
甲府家庭裁判所

令和８年（家）第７００号
千葉県松戸市日暮１－１５－３第１５シントウキョウビル５０３
申立人　菊地　信吾
本籍東京都杉並区荻窪五丁目２番
最後の住所千葉県我孫子市青山台四丁目１６番４号
不在者　越前　小次郎
昭和４６年１１月２日生
届出期間満了日　令和９年１月３０日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第１２１号
大阪府堺市西区鳳中町10丁16番地14
申立人　堀田日出美
本籍大阪府堺市西区鳳中町十丁16番地14
最後の住所東京都品川区
不在者　堀田　隆之
昭和39年11月28日生
届出期間満了日　令和9年1月31日
大阪家庭裁判所堺支部

令和８年（家）第３６９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延538番地
申立人　西川千鶴子
本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字新延538番地
最後の住所川崎市麻生区王禅寺1227番地4
不在者　森田　清昭
昭和29年２月16日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第４７９号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1091番地1
申立人　中根　友子
国籍朝鮮
最後の住所川崎市以下不詳
不在者　中根さつき
昭和２年６月20日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第４８０号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1091番地1
申立人　中根　友子
国籍朝鮮
最後の住所川崎市以下不詳
不在者　中根　修一
昭和30年１月16日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第４８１号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1091番地1
申立人　中根　友子
本籍茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1110番地2
最後の住所川崎市以下不詳
不在者　中根　時雄
昭和24年６月１日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

失踪宣告

令和７年（家）第９２２号
本籍兵庫県宝塚市山本字夏至垣内21番地
最後の住所大阪府河内長野市西片添町12番10号
不在者　金岡　弘實
昭和5年11月2日生
令和8年9月17日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部
裁判所書記官

令和７年（家）第１４８号
本籍千葉県袖ケ浦市横田１７５番地６
最後の住所千葉県袖ケ浦市横田１７５番地６
不在者　馬場　吉雄
昭和２２年７月２０日生
令和８年９月１９日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所木更津支部裁判所書記官

令和８年（家）第５６号
本籍　香川県東かがわ市中筋27番地12
最後の住所　福岡県福岡市早良区飯倉四丁目33番43－101号　ガーデンハウス飯倉Ａ
不在者　北村　研
平成元年５月８日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第９号
本籍新潟県佐渡市沢根五十里1046番地
最後の住所不明
不在者　髙野　作藏
明治29年１月５日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所佐渡支部裁判所書記官

令和８年（家）第１０号
本籍新潟県佐渡市沢根五十里1046番地
最後の住所不明
不在者　髙野由太郎
明治26年３月６日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所佐渡支部裁判所書記官

令和８年（家）第９９８号
本籍山口県光市大字岩田２７３５番地３
最後の住所大阪市東淀川区豊新四丁目１９番１０号第一ちぐさ荘２Ｆ　１６号
不在者　山本　清
昭和13年1月18日生
令和8年9月29日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第２５９号
本籍茨城県石岡市石岡8155番地
最後の住所茨城県石岡市国府一丁目６番29－20１号泉マンション
不在者身内悦美
昭和19年11月８日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所土浦支部裁判所書記官

令和７年（家）第３５号
本籍沖縄県宮古島市平良字西里236番地１
最後の住所不明
不在者　西原　力
大正３年８月15日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

令和７年（家）第５８５号
本籍千葉県船橋市大神保町1353番地19
最後の住所千葉県船橋市大神保町1353番地19
不在者　小山　和彦
昭和45年４月４日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和７年（家）第２１６号
本籍島根県雲南市木次町平田739番地
最後の住所兵庫県尼崎市西大島字下461番地
不在者　稲村　郁雄
昭和14年２月15日生
令和８年９月29日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和８年（家）第７８号
本籍福岡県福岡市南区三宅３丁目29番
最後の住所福岡県福岡市南区三宅３丁目29番12号
不在者　井上　弘子
昭和14年８月６日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第１号
京都市中京区大宮通六角下る六角大宮町23４番地
申立人　渡邉　由佳子
権利の届出の終期　令和８年９月18日
令和８年９月28日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴　土地　京都市上京区黒門通一条半丁上る東入横神明町80５番地
宅地　115.37平方メートル
⑵　登記年月日番号　京都地方法務局明治36年10月19日受付第9191号
⑶　登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治36年10月15日設定
借賃　５円
存続期間　３年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　京都市上京区大宮通寺之内下る西入新美濃部町
米田　福次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６０４号
千葉市中央区都町１丁目１番２号アップル都町１Ｆ
債務者　株式会社ドラセナ
代表者代表取締役　豊島　　充
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７２０７号
東京都港区南青山５―13―５　南青山池田ビル６階、商業登記簿上の本店所在地川崎市多摩区寺尾台１丁目15番地４
債務者　株式会社ケイエスインク（旧商号株式会社Ｍａｎｎａ）
代表者代表取締役　佐藤　慎治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　万作
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４０号
東京都渋谷区桜丘町29―16　セルフィスタ渋谷401号室
債務者　株式会社わたしのナースバイト
代表者代表取締役　江村　真帆
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　周平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４１号
東京都新宿区愛住町23番地14
債務者　Ｊ―ＶＰＤ株式会社
代表者代表取締役　山田　哲児
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好川　久治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４２号
東京都新宿区愛住町23番地14
債務者　株式会社ディ・シー・オー
代表者代表取締役　山田　哲児
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好川　久治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６４号
東京都渋谷区渋谷２―19―15　宮益坂ビルディング609
債務者　合同会社ＭＳ―ＵＬＩＫＥ
代表者代表社員　大森　正人
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上晋太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０３号
東京都台東区清川１丁目20番３号　ニュータケヤマビル102
債務者　株式会社ＧＡＴＥ
代表者代表取締役　関　　真光
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　和雅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０６号
東京都千代田区神田和泉町１番地３―10
債務者　株式会社スリーウエイズ
代表者代表取締役　早川　莞爾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　晃士
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０７号
東京都立川市羽衣町１丁目19番２号
債務者　ビジュアルウェア株式会社
代表者代表取締役　奥島　隆司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　理英
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０９号
東京都立川市砂川町８丁目78番地の８　グラース202
債務者　ＨＩＧＨ　ＢＲＩＤＧＥ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表者代表取締役　高橋　心善
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　謙司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１１号
東京都中央区入船１丁目７番９号　リベラ入船３階
債務者　Ｔｏｔａｌｉｚｅ株式会社
代表者代表取締役　三宅　　彰
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大沼　宗範
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１３号
東京都荒川区町屋３丁目７番４号
債務者　有限会社美味路
代表者代表取締役　古川　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　玄太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２９号
東京都新宿区大久保１丁目17番７号　メゾン豊５階ＡＣ
債務者　株式会社ハングルちゃん
代表者代表取締役　内田　昌弘
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　弥生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４０号
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1117番地７
債務者　株式会社アンドット
代表者代表取締役　野見山英樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　良介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５２号
東京都港区北青山１丁目３番１号　アールキューブ青山３階
債務者　株式会社Ｂｉｚｒｅｌｉｅｆ
代表者代表取締役　澤村　裕紀
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　智典
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５３号
東京都荒川区町屋８丁目12番１―315号
債務者　株式会社Ｋ＆Ｋ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ
代表者代表取締役　久我　直義
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青江　英俊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５４号
東京都練馬区富士見台２丁目４番12号　第15スカイブルーマンション１階
債務者　株式会社旺倫スクール
代表者代表取締役　丹治　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　貞雅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５８号
東京都中央区銀座１丁目16番７号
債務者　株式会社日本美広社
代表者代表取締役　松山　泰三
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　　徹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６３号
東京都千代田区九段南１丁目５番６号　りそな九段ビル５Ｆ・ＫＳフロア
債務者　Ｌｉｂｌｉ株式会社
代表者代表取締役　山田　貴大
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　成道
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６７号
東京都港区芝４丁目５番12号　三田ハイツ201
債務者　ビー・クリエイト株式会社
代表者代表取締役　橘　　眞樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福住　　淳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６８号
東京都目黒区鷹番３丁目７番８号
債務者　株式会社オフィスシェリー
代表者代表取締役　丸山　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７８号
東京都新宿区新宿５丁目２番２号
債務者　株式会社彩建築設計事務所
代表者代表取締役　佐野　誠嗣
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻山　　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７７号
東京都豊島区西池袋３丁目15番６―412号
債務者　株式会社宮本技建
代表者代表取締役　宮本　　匡
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池本　優子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５２号
東京都新宿区百人町４丁目９番７号
債務者　興和警備保障株式会社
代表者代表取締役　西村　政志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　和紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５４号
千葉県四街道市大日50―17　廣やビル403号室
債務者　株式会社ＳＫＹ
代表者代表取締役　金田　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十里隆行
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５５号
千葉県四街道市鹿放ヶ丘384、商業登記簿上の本店所在地千葉県八千代市勝田台７丁目18番５号
債務者　株式会社光輝
代表者代表取締役　金田　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十里隆行
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８４号
富山市町村二丁目４番地
債務者　株式会社ウィスタ
代表者代表取締役　江村　克也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　賢治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５８号
茨城県つくばみらい市上平柳164番地15
債務者　株式会社ツシマ
代表者代表取締役　対馬　裕介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　みずき
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時10分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第３１４号
千葉県印西市下曽根95番地９
債務者　特定非営利活動法人Ｑｕａｌｉｔｙ　Ｏｆ　Ｌｉｆｅよつば
代表者理事　齋藤真由美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中溝　明子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１０７号
長野県小県郡長和町長久保804―26
債務者　株式会社ＦＬＯＷ薬品
代表者代表取締役　一戸　広幸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２２号
栃木県芳賀郡益子町大字益子706番地２
債務者　益子焼窯元共販株式会社
代表者代表取締役　上遠野美知子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海老原　輝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時10分
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第１８８８号
東京都国分寺市西町一丁目27番地１ヴェルデ２番館102
債務者　株式会社ＢＵＲＮＥＹＦＩＥＬＤＳ
代表者代表取締役　渡部　賢治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　久宣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４５５号
横浜市西区北幸２丁目10番地48むつみビル３Ｆ
債務者　株式会社サルータ
代表者代表取締役　須貝かおり
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　昌人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５６５号
横浜市南区白金町２―28アーバンコートＵ10Ｂ
債務者　グローリー工業株式会社
代表者代表取締役　是枝　康義
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃三
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５１号
川崎市宮前区けやき平１丁目24番501号
債務者　有限会社フィルム工房ミオ
代表者代表取締役　大内　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西堀　拓也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時10分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６号
石川県加賀市大聖寺瀬越町23の65番地
債務者　株式会社ライフライン
代表者代表取締役　澤田　純子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時45分
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第２６７１号
東京都世田谷区北沢２丁目30番６号　コーポＭＫ302
債務者　株式会社ネクステージ
代表者代表取締役　福井　　学
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　充弘
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６７２号
東京都世田谷区北沢２丁目30―６―302
債務者　福井　　学
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　充弘
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８６４号
埼玉県川口市安行北谷609―１、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区内神田３丁目４番６号
債務者　株式会社ユーズ
代表者代表取締役　岩野　光晴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姫野　博昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７９号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前８―７―２
債務者　合同会社そらじま
代表者代表社員　安藤　美和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　啓輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時45分
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２４５号
神奈川県中郡二宮町山西159番36
債務者　合同会社河童歩夢
代表者代表社員　保田　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山辺　直義
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１２２号
山形県西置賜郡小国町大字小国町156番地
債務者　株式会社ナガサキヤ
代表者代表取締役　岸　　優里
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原信吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第３９号
北海道標津郡中標津町字西竹688番地２
債務者　株式会社小川牧場
代表取締役　小川　雅史
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信　　剛志
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第６８７号
埼玉県草加市住吉一丁目10番34号
債務者　有限会社渡辺建設工業
代表者代表取締役　渡邊　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時40分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１２６号
広島県呉市音戸町波多見６丁目18番57―１号
債務者　福園　優太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　耕司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１６１号
島根県松江市八雲町東岩坂1116番地２
債務者　吉村　　群
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑久保　和彦
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５１号
宮崎市大塚町小原田2168―４　第３谷口コーポ203号、住民票上の住所宮崎市生目台東５丁目２番地14
債務者　西川　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　弘明
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９５号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井3895番地
債務者　甲斐　武志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成合　陶平
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５７２号
大阪府和泉市伯太町四丁目15番84号、前住所大阪府和泉市鶴山台三丁目４番４―102号
債務者　山本直美　こと　加田野直美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２３４５号
大阪府豊中市豊南町南６丁目５番10号
債務者　峠　　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　　聡
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５２６号
大阪府守口市橋波東之町１丁目６番12―101号
債務者　井上　康裕
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　秀
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９７号
大阪市東淀川区豊里７丁目30番12号　ライフグレース　302号
債務者　大津　和士
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　幸司
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７９号
大阪市浪速区敷津西１丁目12番17号　ＺＥＵＳＦＡＩＲＹＷＩＮＧ　601号
債務者　井垣　圭光
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　悠樹
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６７５号
千葉県船橋市本町２丁目17番９―505号
債務者　大崎　彩香
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國松　里美
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０３号
千葉市中央区道場北１丁目１番16号　ＭＩＤＳＱＵＡＲＥ301号
債務者　石川　　卓
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相田　敦史
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０６号
千葉県市川市相之川３丁目４番８号　（第２アローハイツ202号）
債務者　横瀬　光臣
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　紘章
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０８号
千葉市稲毛区園生町400番地118　メゾネットＡ．Ｓ．Ｔ106号
債務者　堀　　雄樹
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　浩平
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８９７号
千葉県浦安市北栄３丁目19番２―101号　ルシール２
債務者　滝田　俊也こと　瀧田　俊也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼倉　　悠
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０５号
千葉県浦安市東野１丁目26番１―226号　レクセルガーデン新浦安
債務者　石原　彪雅
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網代　真治
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７号
宮崎県延岡市中川原町３丁目5055番地１
債務者　佐藤　波夫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏田　笙磨
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４９４号
兵庫県伊丹市北伊丹８丁目255番地１　302号
債務者　志山　堅一（旧姓西）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　大成
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８４号
大阪市西区北堀江３丁目11番９―601号
債務者　ＥＬＩＳＨＡ　ＢＲＡＮＤこと　正木　語
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　裕子
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１３号
大阪府豊中市千成町３丁目９番25号、前住所大阪市大正区南恩加島２丁目13番19号
債務者　坂東　必勝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　和也
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５３号
大阪府箕面市新稲１丁目11番32号（206号）箕面グレースハイツⅡ
債務者　天谷　二葉（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　千絵
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２５号
大阪府吹田市内本町２丁目５番24号　(301)
債務者　仲井　宏彰
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田洋一郎
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１６号
大阪市東淀川区豊里６丁目15番３号　ハイツ友　201号
債務者　勝谷　泰己
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠藤　　歩
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２２７号
愛知県田原市神戸町堀池１番地５　青い海401号
債務者　川本妃良梨
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３８号
函館市富岡町２丁目42番12号
債務者　後藤　亮磨（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２３９号
函館市富岡町２丁目42番12号
債務者　後藤　真優（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１８９号
千葉県東金市山田1144番地８
債務者　小島　初美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第４１８号
相模原市南区南台４丁目12番52―503号
債務者　佐藤　太一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７３号
静岡県浜松市中央区若林町1499番地の１　セジュールマルイチＡ105、前住所静岡県浜松市中央区高丘北一丁目25番４－１号
債務者　平山　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３９４号
静岡県浜松市中央区芳川町605番地の１　ヴィラ・フィオーレ101、前住所静岡県浜松市中央区参野町103番地の１　ヴィラ・ツカサＡ101号
債務者　森川　大地
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
静岡県浜松市中央区住吉一丁目２番20号　マリカ住吉108号室
債務者　勝野　大介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１７６６号
愛知県春日井市牛山町1194番地３
債務者　長谷川茂夫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０５４号
愛知県知多市にしの台２丁目717番地の１　Ｋ．セレブＢ
債務者　阿部　マリ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字栄78番地１
債務者　春日　雅弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０６号
名古屋市中村区稲西町171番地　市営稲西荘408号
債務者　横井　　進
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１２号
愛知県春日井市高森台９丁目１番地１　106号棟811号室
債務者　伊藤麻里江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４６６号
愛知県北名古屋市熊之庄小烏３番地
債務者　杉下　友紀
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７４号
福岡県久留米市荒木町荒木1694番地６
債務者　宮崎　　篤
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７５号
福岡県久留米市北野町今山862番地35
債務者　上迫亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８６号
福岡県久留米市梅満町926番地２　プライマリー花畑駅西305号、前住所福岡県久留米市諏訪野町1810番地６　パステル12　401号
債務者　オノ　ベバリー　フェイ　フランシスコ（ＯＮＯ　ＢＥＶＥＲＬＹ　ＦＡＹＥ　ＦＲＡＮＣＩＳＣＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１７１号
北海道旭川市５条通23丁目2197番地　ハイツ５．23　２Ｆ７号室
債務者　相川　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月27日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９９６号
大阪府枚方市池之宮１丁目17番68号
債務者　武藤　真白（旧姓森若）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１４４号
茨城県つくば市谷田部6229番地１、前住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野一丁目26番地22
破産者　中村　慎吾
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時30分
令和８年10月14日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１９号
三重県伊賀市平野城北町151　フェリース城北102　城崎方、開始決定時の住所三重県伊賀市佐那具町304番地
破産者　小端　幸司
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午前11時30分
令和８年10月14日　　津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第２０号
三重県伊賀市佐那具町58番地の１
破産者　阿山コンクリート工業株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午前11時30分
令和８年10月14日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第６４号
滋賀県草津市笠山三丁目18番37号、住民票上の住所滋賀県湖南市若竹町１番地34
破産者　山元　辰也（旧姓山川）
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月22日午前11時
令和８年10月14日　　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８４号
神戸市北区有野中町３丁目13番７－102号、申立時の住所神戸市北区藤原台中町６丁目15番２号
破産者　山口　健吾
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午前10時
令和８年10月13日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

令和５年（フ）第１７２８号
大阪市中央区淡路町４丁目３番10号ＴＭＭビル２階
破産者　丸松株式会社
1　期日　令和８年12月７日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９４号
大阪府守口市京阪本通２丁目16番21号寺田ビル
破産者　株式会社マトリクス
1　期日　令和８年12月21日午後２時50分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９５号
大阪府枚方市山之上５丁目27番45号
破産者　有限会社マウントファイブ
1　期日　令和８年12月21日午後２時50分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第４３４号
宮崎市清武町加納甲2364番地１　オアシス加納203号
破産者　倉田　英之
異議申述期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月15日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１６５号
千葉県市川市行徳駅前４丁目22番22―610号（グランカーサ行徳）
破産者　藤森　　藍
異議申述期間　令和８年12月３日まで
令和８年10月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６４号
千葉市中央区道場北１丁目４番２－１号　ｔｈｅ　ＣＬＡＳＳ102号
破産者　植草　沙奈（旧姓中島）
異議申述期間　令和８年12月７日まで
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４９号
千葉市中央区星久喜町1210番　市営住宅第１団地３－308、住民票上の住所千葉市中央区大巌寺町343番地４　コーポ東台Ｂ棟203号
破産者　千葉　稜介
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９２号
愛知県半田市岩滑中町３丁目106番地　ＭＡＩＳＯＮＥＴＴＥＬＡＮＤ半田口駅101号、従前の住所愛知県半田市郷中町２丁目31番地の１
破産者　鈴木　椎音（旧姓五藤）
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３３５９号
大阪府箕面市稲１丁目13番７－207号
破産者　Ｐｅｎｔａｓこと　永野　由紀
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９６号
大阪府豊中市曽根南町１丁目２－19
破産者　株式会社ＴｏｂｅＲｅｂｏ
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９７号
大阪府豊中市浜３丁目14番３－104号
破産者　上平　敦之
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号

福岡県飯塚市上三緒1番地23
清算株式会社　株式会社こうゆう電気工事
代表清算人　　福田　祥子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所飯塚支部

令和８年（ヒ）第２号

山梨県富士吉田市新西原４丁目７番13号メゾンレベスール101
清算株式会社　ＭＳ株式会社
代表清算人　渡辺　純三
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

甲府地方裁判所都留支部

令和８年（ヒ）第２０５６号

東京都新宿区西新宿六丁目11番３号Ｄタワー西新宿１０階
清算株式会社　株式会社リバーサイドホテル
代表清算人　水原　祥吾
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００６号

名古屋市熱田区沢上１丁目２番１２号
清算株式会社　株式会社ハウジングアート
１　決定年月日　令和８年１０月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１号

香川県観音寺市坂本町五丁目１７番１７号
清算株式会社　新光実業株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

高松地方裁判所観音寺支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０２９号

東京都千代田区神田駿河台３丁目１番地２－405号
清算株式会社　株式会社バイオマスレジンエンジニアリング
代表清算人　神谷雄仁
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権のうちの元金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０２８号

東京都千代田区神田駿河台３丁目１番地２－405号
清算株式会社　株式会社バイオマスレジン南魚沼
代表清算人　神谷雄仁
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権のうちの元金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１００５号

名古屋市名東区社台３丁目１８４番地４
清算株式会社　　株式会社五蘊
代表清算人　　古賀恵太
１　決定年月日　令和８年１０月７日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社の全ての財産を換価回収した金銭から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額(以下、「弁済原資」という。)がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から２か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払う。
２　前項の支払いがされたときは、清算株式会社は、協定債権者から、残債務の免除を受ける。
３　なお､本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から１か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。
４　清算株式会社の清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、随時に弁済する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第２項又は第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

令和８年（再）第２号

兵庫県西宮市山口町上山口４丁目２６番１４号
再生債務者　医療法人社団幸泉会
１　決定年月日時　令和8年10月7日午後3時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年11月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和8年12月25日から令和9年1月15日まで

神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

令和６年（再）第２号

静岡市葵区北安東５丁目３１番１６号
再生債務者　株式会社Ｅ－ＣＯＮ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年10月7日

静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第６号

静岡県牧之原市地頭方５３５番地２
再生債務者　ＫＺＫ株式会社（旧商号小塚建設株式会社）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年10月7日

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第４２号

千葉県四街道市物井783番地１　２街区１画地
再生債務者　三木　陽泉
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第７８号

埼玉県坂戸市千代田二丁目23番３号
再生債務者　古山　正和
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１０２号
埼玉県所沢市東所沢１丁目６番地の２　レゾンデートル305
再生債務者　横田　寛明
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１０７号
埼玉県坂戸市千代田二丁目15番４－２号
再生債務者　八幡　　繁
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１０８号
埼玉県比企郡鳩山町大字大橋777番地８
再生債務者　嶋田　弘志
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１７４号
千葉県市川市新田５丁目５番28―202号（メゾンフローラ市川）
再生債務者　松田　綾香
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２０５号
千葉県市原市五井東１丁目13番地７　ウッドクレスト市原206
再生債務者　中塚　友貴
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２７号
千葉県八街市吉倉581番地
再生債務者　荻嶋　信子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第２９号
千葉県八街市吉倉581番地
再生債務者　荻嶋　　治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第３５号
千葉県佐倉市南ユーカリが丘８番地１　28号
再生債務者　相場　駿也
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第７０号
静岡県島田市横岡377番地の１
再生債務者　道下　　弾
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１０４号
静岡市駿河区丸子２丁目６番４号　コーポフォーユー101号
再生債務者　石神　大揮
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１７号
愛知県海部郡大治町大字西條字殿池33番地の６
再生債務者　佐橋　慎也
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７０号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町10番35―717号
再生債務者　橋詰美加子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第２１５号
札幌市南区真駒内17番地　陸上自衛隊真駒内駐屯地325Ｆｉｎ
再生債務者　梶　　裕太
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２１８号
北海道石狩市花川北５条１丁目86番地
再生債務者　星山　一徳
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２１９号
札幌市北区あいの里１条６丁目３番１―506号
再生債務者　佐藤　大介
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９８号
静岡県焼津市三和1431番地の３
再生債務者　清水ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９３号
岡山県玉野市槌ケ原1304番地
再生債務者　能瀬　貴広
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６９号
栃木県宇都宮市上欠町585番地２
再生債務者　福田　康太
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第３７３号
東京都練馬区田柄１―21―13―206
再生債務者　政本　弘武
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１３１号
神戸市兵庫区矢部町38番16―501号
再生債務者　岩崎　生美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２４号
長崎県北松浦郡佐々町平野免669番地30
再生債務者　安河内　忍
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第１９号
岩手県北上市大堤東二丁目５番17号
再生債務者　佐藤　紋恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第２９号
茨城県北相馬郡利根町大字布川2208番地28
再生債務者　佐藤　祥治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第４７号
埼玉県熊谷市中央４丁目１番11号　グランドプレステージ熊谷302号室
再生債務者　八木原文太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第５８号
川崎市麻生区王禅寺東１丁目19番17号　Ａ―102
再生債務者　我如古裕良
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１４号
新潟県上越市中央３丁目14番13号
再生債務者　吉田　幸太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（再イ）第２８号
富山県高岡市伏木矢田上町９番22号
再生債務者　伊藤　公一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第８４号
愛知県豊田市堤町石原46番地１
再生債務者　芳賀　智幸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第４２号
三重県津市上浜町六丁目76番地１アルバーダ雅Ⅱ103（前住所）三重県津市白塚町3349番地１ショアラインタウンＡ101
再生債務者　眞木　　宏
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第４０８号
大阪府豊中市夕日丘１丁目１番８－507号
再生債務者　清瀬　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２０号
香川県丸亀市垂水町2445番地６
再生債務者　松村　亮真
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第２７号
長崎県大村市久原２丁目1201番地45
再生債務者　小濱　侑哉
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第５号
熊本県八代市迎町二丁目３号８番地
再生債務者　村山　美子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（再イ）第３６号
大分県由布市湯布院町塚原322番地３
再生債務者　堀川　春治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第６３号
鹿児島市西伊敷５丁目11番８号
再生債務者　岩屋佐智雄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第３７号
函館市東山町144番地235
再生債務者　山崎　美恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月16日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第２１号
北海道旭川市末広２条13丁目１番16号
再生債務者　平間　憲朗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１５号
福島県耶麻郡西会津町新郷大字三河字戸中4751番地
再生債務者　小柴みや子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第１６号
新潟県妙高市大字谷内林新田184番地の１
再生債務者　櫟　　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（再イ）第４１号
静岡県富士宮市淀川町４番15号
再生債務者　石川　智彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第４６号
静岡県富士宮市淀平町108番地の５
再生債務者　鈴木　優介
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第５３号
静岡県富士市松本140番地の７
再生債務者　谷脇　ちなつ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第５４号
静岡県富士宮市淀師1265番地の15
再生債務者　鈴木　佑起
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２９号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田54番地５
再生債務者　秋葉　博美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２４号
高知市朝倉丙1559番地４
再生債務者　谷岡　亮輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第５号
大分県国東市国東町綱井603番地２　カーサパエーゼＢ棟２号
再生債務者　金澤　大志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
大分地方裁判所杵築支部再生係

令和８年（再イ）第３５号
宮崎市大塚町窪田3277番地３
再生債務者　太田　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１０号
石川県小松市正蓮寺町イ249番地（従前の住所）石川県小松市矢崎町ネ18番地１
再生債務者　ＶＡＧＡＢＯＮＤこと　津山　雄介
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１号
茨城県筑西市直井1252番地７
再生債務者　鳩貝光柾こと謝　光柾
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月29日まで
令和８年10月15日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１９号
千葉県富津市富津2636番地
再生債務者　長倉　達也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月15日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第２４８号
東京都大田区池上１－８－16
再生債務者　伊藤　淳志
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２６０号
東京都杉並区荻窪４－８－11－106
再生債務者　増田　　匡
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３０２号
東京都板橋区富士見町５－３－106
再生債務者　庄治　　颯
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１４０号
千葉県船橋市夏見台２丁目14番９号　ドリームＶ－103号
再生債務者　藤木　　剛
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１４３号
千葉県市川市国分２丁目15番３号（メゾンラフィーネ101号）
再生債務者　實川　宏樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１８４号
東京都品川区東中延１－５－16－203
再生債務者　ＬＥＥ　ＴＯＮＧＪＵＮこと李東俊
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２４０号
東京都中野区若宮２－５－19－202
再生債務者　溝口　裕太
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２５０号
東京都江戸川区一之江７－33－23－105
再生債務者　松井　亮
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２５３号
東京都板橋区蓮根２－８－17－308
再生債務者　森　直樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２６４号
東京都江東区塩浜２－29－２－1007
再生債務者　板橋　啓祐
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２７８号
東京都荒川区町屋６－17－１－301
再生債務者　大杉　時生
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４２号
栃木県宇都宮市宝木本町1186番地53
再生債務者　大塚　亮
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第８号
千葉県佐倉市上座374番地49
再生債務者　大場　信明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（再ロ）第１３号
名古屋市名東区梅森坂西２丁目343番地
再生債務者　舎川　直晃
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４４号
愛知県半田市旭町５丁目３番地の１　レインボー旭町壱番館610号
再生債務者　福山　建二
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第８８号
愛知県清須市土田３丁目14番地２
再生債務者　横井　浩佑
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１３５号
名古屋市名東区上社１丁目121番地　ローヤル山峰203号
再生債務者　岩﨑　卓也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２６号
三重県鈴鹿市岸岡町3435番地の１
再生債務者　川出　敬介
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第１３号
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢134番地８
再生債務者　石川　章訓
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（再イ）第４号
岩手県盛岡市安倍館町10－５オリンピアード安倍館Ｃ201（従前の住所）仙台市宮城野区名掛丁206番地の19－905
再生債務者　坂本　真一
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５３号
宮城県塩竈市杉の入二丁目４番20号
再生債務者　片山　由美
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９号
宮城県角田市稲置字小針19番地
再生債務者　齋藤　勇
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（再イ）第２１号
茨城県牛久市ひたち野東５丁目12番地７
再生債務者　小林さとみ
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第５０号
栃木県宇都宮市若松原２丁目13番18号
再生債務者　本藤真由美
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２５号
栃木県佐野市相生町195番地
再生債務者　戸澤　孝輔
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
宇都宮地方裁判所足利支部
令和８年（再イ）第９０号
東京都国分寺市東恋ヶ窪四丁目18番地28
再生債務者　武藤　仁司
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
令和８年（再イ）第４号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9514番地１
みのわ本町マンション401
再生債務者　久保　直人
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日　長野地方裁判所伊那支部
令和８年（再イ）第２５号
石川県白山市源兵島町280番地６　信開ウェラコートオレンジＳ107号室
再生債務者　佐野　典子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月15日　金沢地方裁判所民事部
令和８年（再イ）第２４号
北海道北斗市谷好２丁目10番８号
再生債務者　成田　憲一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　函館地方裁判所
令和８年（再イ）第２６号
北海道亀田郡七飯町大中山３丁目303番地23
再生債務者　小間　麻里
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　函館地方裁判所
令和７年（再イ）第３号
北海道中川郡美深町字敷島95番地１
再生債務者　鈴木　隆嗣
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　旭川地方裁判所名寄支部
令和８年（再イ）第６３号
埼玉県川越市清水町12番地11　（ロミオ203号室）
再生債務者　林　秋穂
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所川越支部
令和８年（再イ）第１０号
群馬県太田市宝町35番地７
再生債務者　鈴木　勝義
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月14日　前橋地方裁判所太田支部
令和８年（再イ）第１３号
滋賀県長浜市南高田町７番39号　リバーサイド11　102号室
再生債務者　森　友哉
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月14日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係
令和８年（再イ）第２５号
新潟市秋葉区浦興野245番地
再生債務者　髙橋　健一
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日　新潟地方裁判所民事部
令和８年（再イ）第９４号
神戸市須磨区若草町３丁目18番地の４　ラフィーネ須磨Ⅵ120号
再生債務者　山本　祐真
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
令和７年（再イ）第９号
岡山県都窪郡早島町早島2016番地１
再生債務者　信久　交
1　決議に付する再生計画案　令和７年７月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日　岡山地方裁判所倉敷支部
令和８年（再イ）第１４号
長崎県諫早市小長井町井崎269番地
再生債務者　小森　広幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　長崎地方裁判所大村支部
令和８年（再イ）第３２号
香川県高松市錦町１丁目11番21号　コリドールベルエア301
再生債務者　中島　一樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和８年（再イ）第１４号
青森市赤坂１丁目11番８号
再生債務者　小笠原孝聖
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
青森地方裁判所民事部再生係
令和８年（再イ）第３２号
青森市造道１丁目３番５号
再生債務者　伊藤　哲也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
青森地方裁判所民事部再生係
令和８年（再イ）第３６号
広島市南区段原４丁目３番４－301号
再生債務者　寺田　久美
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
広島地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第６号
広島県尾道市因島土生町2412番地30
再生債務者　村上　純子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第２３号
香川県高松市六条町1079番地32
再生債務者　大森優一郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第２８号
香川県高松市香西本町755番地10　Ｔ－ＣＯＵＲＴ－３号室
再生債務者　山尾　佳嗣
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第２９号
愛媛県松山市南持田町53番地３　ウェリス南持田緑彩苑905号
再生債務者　宮武　照和
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２６号
宮崎市高千穂通１丁目６番８号　カーサ高千穂通り505号
再生債務者　鶴田　恭悟
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１４号
青森県八戸市大字大久保字夏川戸14番地14
再生債務者　田村　吉広
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月14日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第４２号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目15番26－１号
再生債務者　飯塚　勇生
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第４８号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目15番１－803号（前住所）兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目27番25－703号
再生債務者　佐久川祥正
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第６０号
兵庫県西宮市生瀬高台20番２号
再生債務者　山田　悠
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第１９号
山口県下関市綾羅木本町６丁目19番41号
再生債務者　丸子　太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第２８号
長崎県長崎市豊洋台１丁目10番30号
再生債務者　布谷　成人
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３２号
新潟市西区大野町3025番地５
再生債務者　捧　恵美子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３８号
新潟市西蒲区大原3035番地
再生債務者　大内　寿明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２２号
長崎県佐世保市小島町445番地24
再生債務者　岩永　数義
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第１２号
鹿児島県霧島市隼人町内1747番地12
再生債務者　阿部　淳希
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２号
北海道旭川市新富２条１丁目６番16号　ＹＭＨ　Ｂ号室
再生債務者　加藤　優希
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第３号
北海道旭川市南４条通26丁目418番地の31　サンヒルズ南201号室
再生債務者　浦田　雅弘
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第２号
函館市鍛治２丁目３番８－２号
再生債務者　中村　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月16日まで
函館地方裁判所

令和８年（再ロ）第３号
函館市本通１丁目10番１号
再生債務者　野呂　信之
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月16日まで
函館地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１０００３号
東京都目黒区青葉台２―21―13―608
再生債務者　馬場　吉秀
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第３号
静岡県富士市新橋町５番２―105号　エンブルソレア今泉小前
再生債務者　仲宗根忠昭
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再ロ）第２号
福島県会津若松市一箕町松長五丁目11番地の50
再生債務者　永山みなみ
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１０００５号
埼玉県八潮市大字伊勢野172―９
再生債務者　砂押　節夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第１号
群馬県太田市新田木崎町129番地１よかれ苑Ｖ―202号
再生債務者　前山　大輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再ロ）第６号
岡山市南区藤田425番地642
再生債務者　村上　一峰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
岡山地方裁判所第３民事部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号
鳥取市西町４丁目416番地
申立人　西尾　昭
住所・居所　不明（不動産登記記録上の本店所在地）岡山県津山市二階町48番地
所有者　日本海薬品株式会社（別紙物件目録１の不動産登記記録上の氏名）萩尾薬品株式会社
届出期間満了日　令和８年12月８日
令和８年10月８日
鳥取地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録
１　所在　鳥取市西町４丁目
地番　416番
地目　宅地
地積　103．90平方メートル
２　所在　鳥取市西町４丁目416番地
家屋番号　416番
種類　居宅
構造　木造スレート葺平家建
床面積　57.52平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第１７号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷33番地１
申立人　ひぬま川土地改良区
亡黒澤祐助の最後の住所　埼玉県入間市大字仏子603番地１
所有者　亡黒澤祐助相続財産
届出期間満了日　令和８年12月７日
令和８年10月７日
水戸地方裁判所民事部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　東茨城郡茨城町大字上飯沼字細田
地番　311番
地目　田
地積　991平方メートル
２　所在　東茨城郡茨城町大字上飯沼字細田
地番　312番
地目　田
地積　991平方メートル

令和８年（チ）第４５号
横浜市港南区日野南2-2-11
申立人　古屋　賢一
住所・居所　不明
（商業登記記録上の本店所在地）横浜市西区南浅間町7番地の1
所有者　下田建設株式会社
届出期間満了日　令和8年12月8日
令和8年10月8日
横浜地方裁判所第3民事部

（別紙）
物　件　目　録
所在　横浜市港南区日野南二丁目
地番　5339番6
地目　宅地
地籍　73.06平方メートル

令和８年（チ）第９号
島根県邑智郡川本町大字因原３０番地２
申立人　有限会社優美運送
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）島根県江津市渡津町４２４番地２３
所有者　亡多田壽雄相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月２３日
令和８年１０月８日
松江地方裁判所浜田支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　江津市渡津町
地番　１０９７番２
地目　宅地
地積　８８１．８３平方メートル
２　所在　江津市渡津町
地番　１０９７番５
地目　宅地
地積　２５１．１６平方メートル

令和８年（チ）第１６号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
申立人　株式会社スプートニク
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都新宿区上落合２丁目12番10号
所有者　幡井英一
届出期間満了日　令和８年12月８日
令和８年10月８日
さいたま地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　さいたま市岩槻区東岩槻５丁目
地番　４番14
地目　宅地
地積　218.44平方メートル

令和８年（チ）第５号

愛知県西尾市平坂町吉山20番地2
申立人　宮地　昭和
住所・居所　不明
（亡遠藤早苗の最後の住所）愛知県西尾市平坂町熊野後24番地2
（不動産登記記録上の住所）西尾市平坂町熊野後24番地2
所有者　亡遠藤早苗相続財産
届出期間満了日　令和8年12月8日
令和8年10月8日
名古屋地方裁判所岡崎支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　西尾市平坂町熊野後
地番　24番2
地目　宅地
地積　292．33平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１７号

東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
申立人　株式会社スプートニク
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都新宿区上落合２丁目12番10号
所有者　住田定代
届出期間満了日　令和８年12月８日
令和８年10月８日
さいたま地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　さいたま市岩槻区東岩槻５丁目４番地
家屋番号　４番の12
種類　居宅
構造　木造スレート葺平家建
床面積　49．68平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年十月一日
掲載頁　一四八頁（号外第二一七号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月一日
掲載頁　四頁
令和八年十月二十三日
北海道旭川市永山三条十四丁目一番六号
（甲）北北海道三菱自動車販売株式会社
代表取締役　益満　誠司
北海道枝幸郡枝幸町幸町一一七番地二
（乙）道北自動車販売株式会社
代表取締役　益満　誠司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月二十三日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七十頁（号外第八十四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七十頁（号外第八十四号）
令和八年十月二十三日
宮城県塩竈市貞山通一丁目六番三八号
（甲）ＮＸ仙台塩竈港運株式会社
代表取締役社長　羽毛田　勉
宮城県多賀城市宮内二丁目五番四五号
（乙）ＮＸ港運輸送株式会社
代表取締役　大坂　昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月一日
掲載頁　一〇七頁（号外第一九五号）
令和八年十月二十三日
東京都目黒区上目黒一丁目三番七号ＶＯＲＴ代官山六階
（甲）株式会社ヒューマンシステム
代表取締役　両角　達朗
東京都目黒区上目黒一丁目三番七号ＶＯＲＴ代官山六階
（乙）株式会社新適
代表取締役　両角　達朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することといたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月九日
掲載頁　十二頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十四日
掲載頁　六十三頁（号外第二二五号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月十四日
掲載頁　六十四頁（号外第二二五号）
令和八年十月二十三日
東京都港区港南二丁目一三番三一号
（甲）ピーロート・ジャパン株式会社
代表取締役　アントニー・グルメル
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
（乙）ＰＪ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　佐藤　大輔
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
（丙）Ｃｌａｒｅｔ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　佐藤　大輔

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
令和八年十月二十三日
東京都港区新橋六丁目九番八号四階
（甲）司法書士法人中央ライズアクロス
代表社員　髙橋　圭
佐賀市城内二丁目九番一四号
（乙）司法書士法人くま法務事務所
社員　江崎　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.welcia-partners.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　八十八頁（号外第一五九号）
令和八年十月二十三日
東京都千代田区外神田二丁目二番一五号
（甲）ウエルシアパートナーズ株式会社
代表取締役　西　陽一
東京都葛飾区東金町一丁目三六番二号
（乙）株式会社マルワメディカルサービス
代表取締役　西　陽一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙（令和八年十一月一日付で株式会社Ｕｎｉｃｏｒｎに商号変更予定）の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月九日
掲載頁　八頁
令和八年十月二十三日
東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号
（甲）Ｕｎｉｃｏｒｎ合同会社
代表社員　Ｕｎｉｃｏｒｎ一般社団法人
職務執行者　長坂　英樹
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号
（乙）株式会社西友
代表取締役　楢木野仁司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　一一三頁（号外第一四二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月三日
掲載頁　七十四頁（号外第一九七号）

令和八年十月二十三日
広島市東区若草町一二番一号
（甲）西日本高速道路メンテナンス中国株式会社
代表取締役　谷口　篤

広島市安佐南区川内二丁目二七番一九号
（乙）株式会社エムビーシー広島
代表取締役　井上　康司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日
山口県下関市上新地町三丁目三番三五号
（甲）合同会社サンブルジャパン
代表社員　村上　雄久

東京都板橋区南常盤台一丁目一一番六号レファ南常盤台一〇一号室
（乙）合同会社シェフィールド
代表社員　村上　雄久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙１及び乙２の権利義務全部を承継して存続し乙１及び乙２は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月九日
掲載頁　四頁

（乙１）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月九日
掲載頁　一六七頁（号外第二二三号）

（乙２）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月九日
掲載頁　一六七頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十三日
香川県高松市番町二丁目一七番一五号ファロス第一ビル六階
（甲）株式会社グランド商事・アドバンス
代表取締役　鏡味　政樹

徳島県美馬市脇町大字猪尻字道犬五二番地一
（乙１）株式会社ノア
代表取締役　平山　剛

香川県高松市番町二丁目一七番一五号ファロス第一ビル六階
（乙２）株式会社ポジション
代表取締役　平山　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十四日
掲載頁　三十頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日
福岡市中央区白金二丁目一五番四号
（甲）Ｍ．ｓｔｙｌｅ株式会社
代表取締役　諸藤　俊郎

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙八五五番地の二
（乙）有限会社旅館松園
取締役　諸藤　俊郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十四日
掲載頁　三十頁

令和八年十月二十三日
熊本県玉名郡南関町大字関外目八一一番地
（甲）株式会社モロフジケミカル
代表取締役　諸藤　俊郎

福岡県八女市立花町上辺春四七六番地
（乙）株式会社バンブーテクノ
代表取締役　諸藤　俊郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲にＵｃａｒｅ（ユーケア）事業に関する権利義務を承継させて、甲はそれらを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　四頁

令和八年十月二十三日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
（甲）株式会社メドレー
代表取締役社長　瀧口　浩平

東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（乙）株式会社ＵＳＥＮ　ＷＯＲＫＩＮＧ
代表取締役社長　金　成植

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社イートスタイル（乙、住所宮崎県小林市細野二八八番地一）が営むサーティワンアイスクリーム店舗の運営事業のうち、関東地区十五店舗に係る事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　八十三頁（号外第一六二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　一一一頁（号外第一六二号）

令和八年十月二十三日
東京都千代田区四番町四番地一九ＣＩＲＣＬＥＳ市ヶ谷九Ｆ
マエストロ・ワークショップ株式会社
代表取締役　瀧澤　秀晃

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフォルクスワーゲン事業（ＶＷ静岡草薙、ＶＷ静岡駿東）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月二十四日
掲載頁　一二〇頁（号外第二一一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月八日
掲載頁　一一五頁（号外第一五三号）

令和八年十月二十三日
横浜市金沢区富岡東四丁目九番一〇号
（甲）ウエインズインポート横浜株式会社
代表取締役　新堂　智康

静岡県沼津市本丸子町七五二番地の六
（乙）ネッツトヨタ静岡株式会社
代表取締役　梨本　幸博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のラジオ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月二十三日
石川県金沢市本多町三丁目二番一号
（甲）株式会社ＭＲＯラジオ
代表取締役　島田　喜広

石川県金沢市本多町三丁目二番一号
（乙）北陸放送株式会社
代表取締役　島田　喜広

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月六日

掲載頁　七十五頁（号外第二二〇号）

令和八年十月二十三日

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根二〇〇番地二二八

（甲）株式会社橘屋

代表取締役　住　公人

岐阜県高山市上一之町二二番地

（乙）株式会社橘屋

代表取締役　住　公人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む熊本県合志市の新工場における半導体の開発及び製造事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　二〇六頁（号外第一三九号）

令和八年十月二十三日

熊本県合志市竹迫一二五五番地

（甲）Advanced Vision Semiconductor Manufacturing株式会社

代表取締役　松野　知之

熊本県菊池郡菊陽町大字原水四〇〇〇番地一

（乙）ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社

代表取締役　指田　慎二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む熊本県合志市の新工場における半導体の開発及び製造事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　二〇六頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　二〇六頁（号外第一三九号）

令和八年十月二十三日

熊本県菊池郡菊陽町大字原水四〇〇〇番地一

（甲）ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社

代表取締役　指田　慎二

熊本県菊池郡菊陽町大字原水四〇〇〇番地一

（乙）ソニーセミコンダクタエナルギーマネジメント株式会社

代表取締役　石谷　盛治

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人社団灯心会（北海道沙流郡日高町富川南一丁目五番八号）に対して当法人の日高富川ファミリークリニック部門の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

北海道勇払郡安平町早来大町一一六番地四

医療法人社団並木会

理事長　渡邉　覚文

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｏｆｆｉｃｅ　ＭＡＫＡＢＥ（住所　東京都港区新橋五丁目九番一号）に対して当社の不動産事業及び資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kessan.info/98784279.html

令和八年十月二十三日

東京都港区新橋五丁目九番一号

株式会社シーアイシー

代表取締役　真壁喜久夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ティー・ホールディングス（住所、名古屋市中区新栄一丁目三九番二一号）に対して当社の子会社管理事業の一部以外の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十二日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十三日

名古屋市中区新栄一丁目三九番二一号

株式会社ティー・ホールディングス

代表取締役　玉岡　宏光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

札幌市中央区北八条西二十丁目一番三

合同会社ＢＯＬＴＹ

代表社員　山﨑　莉奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

福島県いわき市中央台高久二丁目二五―一

合同会社ＭＩＲＡＩＣＬＥ

代表社員　奈良　亜衣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

東京都港区三田一丁目三番四〇号

スクエア合同会社

代表社員　有留　完

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

東京都世田谷区赤堤三丁目一四番二号

青葉合同会社

代表社員　テイ・シオ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷四丁目一九番一四～一号

合同会社ＯＨＡＮＡ

代表社員　菊池　淳（立原　淳）

組織変更公告

当法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年十月二十三日

愛知県みよし市三好町物由七一

農事組合法人みよしぱくぱくファーム

理事　野々山　満

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ストロベリーインベストメントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目二一番一九号

合同会社ストロベリーインベストメント

代表社員　石川　欽也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号はＡｇｇｒｏＢｉｒｄ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

京都市上京区堀川通一条下る主計町四

マッケンジー東堀川五〇二

ＡｇｇｒｏＢｉｒｄ合同会社

代表社員　デ・グラーフ・ヨハネス・ミカエル・フレデリック

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｔｈｒｅｅ．ｎｚとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

大阪市西区南堀江四丁目二四番一四号

株式会社Ｔｈｒｅｅ．ｎｚ

代表社員　中尾佳恵子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

広島市東区牛田東四丁目四番九号

合同会社Ｆｒａｓｃ

代表社員　藤井　良午

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年十一月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社協栄ボデーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

熊本市南区日吉一丁目七番三八号

合同会社協栄ボデー

代表社員　今村　信之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＲＬＩＮＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

大分市大字中判田二一三三番地の三

合同会社ＲＬＩＮＥ

代表社員　坂本　光広

効力発生日変更公告

当社は、令和八年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年十月二十三日

千葉県船橋市藤原三丁目二八番二六号

株式会社Ｓ＆Ｍマシナリー

代表取締役　大塚　一徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　一六四頁（号外第一四〇号）

令和八年十月二十三日

宮城県仙台市青葉区五橋一丁目五番三号

東北電力トランスコスモスマネジメント

パートナー株式会社

代表取締役社長　間島　康範

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十八万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は令和八年十月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.novelcrystal.co.jp/koukoku/nct15/index.html

令和八年十月二十三日

埼玉県狭山市広瀬台二丁目三番一号

株式会社ノベルクリスタルテクノロジー

代表取締役　倉又　朗人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月五日

掲載頁　六十八頁（号外第二一九号）

令和八年十月二十三日

東京都練馬区羽沢二丁目二八番一八号

株式会社バリュー・アイズ

代表取締役　小山　伸彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終の事業年度はありません。

令和八年十月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号

株式会社赤坂国際会計内

ＭＣＰ５２株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円（ただし、令和八年十月二十三日から令和八年十一月三十日までの日を払込期日又は払込期間とする募集株式の発行により増加する資本金の額の合計が、二億円を上回る場合は、二億円に当該上回る金額を加算した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hakuou.co.jp/koukoku/

令和八年十月二十三日

東京都足立区柳原一丁目九番九号

株式会社ハクオウロボティクス

代表取締役　鈴木　智広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八億五千万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　十二頁

令和八年十月二十三日

東京都港区港南二丁目一三番三一号

ピーロート・ジャパン株式会社

代表取締役　アントニー・グルメル

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千三百一万千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.inagora.com/ir/

令和八年十月二十三日

東京都港区芝四丁目一番二八号

Ｉｎａｇｏｒａホールディングス株式会社

代表取締役　翁　永昇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千六百四十万九千五百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一七一頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十三日

東京都文京区本郷二丁目一四番一〇号長嶋ビル五階

ＩｎｎｏＪｉｎ株式会社

代表取締役　猪俣　武範

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月二十八日

掲載頁　一〇九頁（号外第二一三号）

令和八年十月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

みさき投資株式会社

代表取締役　吉原　正淑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五十九万八千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　十頁

令和八年十月二十三日

東京都港区六本木三―二―一住友不動産六本木グランドタワー

株式会社ＳｍａｒｔＨＲ

代表取締役　芹澤　雅人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六十万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月三十日

掲載頁　一二〇頁（号外第二一六号）

令和八年十月二十三日

東京都目黒区下目黒二丁目二三番一八号目黒山手通ビル八階

株式会社ＳＵＰＥＲ　ＳＴＵＤＩＯ

代表取締役　林　紘祐

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年十月十六日から令和八年十一月二十九日までの間に募集株式の発行がなされた場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少し、また、令和八年十月十六日から令和八年十一月二十九日までの間に当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十三日

掲載頁　三頁

令和八年十月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

株式会社シェアダイン

代表取締役　飯田　陽狩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十三日

東京都品川区大崎二丁目一一番二―二三〇四号

有限会社桑野

代表取締役　鈴木　義久

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年十一月二十四日から令和八年十一月三十日までを払込期間とするＣ種優先株式の発行があった場合には、資本金の額を当該Ｃ種優先株式発行により増加する資本金の額と同額分も減少し、最終的な資本金の額を五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十九日

掲載頁　八十二頁（号外第六十号）

令和八年十月二十三日

東京都新宿区袋町五番地一

株式会社Ｓｃａｌａｒ

代表取締役　深津　航

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千七百四十九万四千七百二十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

m2xsoftware.com

令和八年十月二十三日

東京都中央区日本橋富沢町九―四

株式会社Ｍ２Ｘ

代表取締役　岡部晋太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　名古屋市において発行する中部経済新聞

掲載の日付　令和八年十月二日

掲載頁　三頁

令和八年十月二十三日

名古屋市中区千代田二丁目二五番三号

株式会社小河商店

代表取締役　小河　通治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千万千十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一六七頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十三日

名古屋市千種区不老町一番名古屋大学ＴＯＩＣ

アイクリスタル株式会社

代表取締役　髙石　将輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額金二億二千五百二万五千円につき、金一億二千五百二万五千円を減少し金一億円とすることにいたしました。減少した資本金額は資本準備金に計上することにいたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終の事業年度はありません。

令和八年十月二十三日

兵庫県西宮市久保町一二番一号

ＭＣＰ４８株式会社

代表取締役　小野　俊法

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億七二四五万七一四七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　五十八頁（号外第八十一号）

令和八年十月二十三日

東京都港区南青山七丁目一番五号＆ＣＡＬＭｉｎａｍｉａｏｙａｍａ

エメラダ株式会社

代表取締役　猪野慎太郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十三日

神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目八番一五号

株式会社シグマホールディングス

代表取締役　山木　和人

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十一月三十日を効力発生日とする三栄開発株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十三日

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七

富士観光株式会社

代表取締役　杉江　伸

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十一月三十日を効力発生日とする富士観光株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一六六頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十三日

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七

株式会社セントラル

代表取締役　杉江　伸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千四百九十九万三千二百七十五円、資本準備金の額を七億七千二百五十五万七千五百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

www.pafin.com

令和八年十月二十三日

東京都千代田区麹町三丁目二番四号

株式会社ｐａｆｉｎ

代表取締役　アズムデアミン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千五百二十八万円、資本準備金の額を四億一千五百二十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　九十三頁（号外第一五八号）

令和八年十月二十三日

東京都中央区築地三丁目一一番六号築地スクエアビル八階　株式会社ＰＲＯＣＡＮ

代表取締役　若村　和明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億八五六七万四二〇九円、資本準備金の額を二十五億八五六七万四二〇九円減少し、それぞれ四十八億七七二四万二六九六円、四十八億七七二四万二六九六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://corporate.minna-no-ginko.com/public-notice/

令和八年十月二十三日

福岡市中央区西中洲六番二七号

株式会社みんなの銀行

代表取締役　永吉　健一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月九日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を一株につき二株の割合で分割することといたしました。株式分割の効力発生日は令和八年十一月十日です。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区内神田一―九―五ＳＦ内神田ビル八階　ＲｏｌｅＢａｎｋ株式会社

代表取締役　近藤　絵水

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十三日

神戸市中央区港島南町三丁目二番八号

日精テクノロジー株式会社

代表取締役　辻花　龍吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十三日

札幌市北区新川西二条二丁目四番三号

株式会社セリオ

代表取締役　神　清和

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十三日

群馬県伊勢崎市宮子町三二六七番地

株式会社シゲン

代表取締役　菊池　浩二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十三日

鹿児島市伊敷八丁目二一番二〇号

株式会社大田ベーカリー

代表取締役　井上　正弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である梶原ユニカレティが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

兵庫県神戸市中央区海岸通三

ワゴオンラインピーティーワイエルティーディー

日本における代表者　梶原ユニカレティ

限定承認公告

本籍青森県弘前市大字東和徳町一一番地六、最後の住所秋田県大館市字水門前一一六番地一―三四号　市営水門前住宅

被相続人　亡　葛西　将

右被相続人は令和八年三月二日死亡し、その相続人葛西くるみは令和八年三月二日秋田地方裁判所大舘支部にて破産開始決定を受けた。その後右被相続人の相続について、破産法第二三八条第一項前段により、限定承認の効果を生じたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

秋田県大館市字部垂町三七番地二沼田ビル一〇二号　くまがい法律事務所

破産者葛西くるみ

破産管財人　弁護士　熊谷　克史

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市旭区二俣川一丁目四三番地二八、最後の住所神奈川県横浜市二俣川一丁目四三番地二八グレーシア二俣川八一五

被相続人　亡　箱崎　竜生

右被相続人は令和八年三月二十日死亡し、その相続人は令和八年九月二十五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

福島県いわき市四倉町上仁井田字南浜九番地の二　相続財産清算人　箱崎　昌樹

限定承認公告

本籍東京都東村山市富士見町二丁目九番地、最後の住所東京都東村山市富士見町二丁目九番地　都営二号館五〇八号

被相続人　亡　小崎カヅエ

右被相続人は令和八年五月二十四日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都東村山市富士見町二丁目九番地　都営二号館五〇八号

相続財産清算人　小崎　正喜

限定承認公告

本籍奈良県奈良市学園大和町三丁目一三四番地、最後の住所奈良県奈良市学園大和町三丁目一三四番地

被相続人　亡　鈴木　正彦

右被相続人は令和八年五月十一日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

奈良県奈良市西大寺南町八番三三号奈良商工会議所会館一階　弁護士法人ナラ八奈良法律事務所

相続財産清算人鈴木聡

右代理人　弁護士　藤木　秀行

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年十二月九日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

㈠　信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

㈡　信託の年月日及び契約名称

令和七年二月二十八日不動産管理処分信託契約書（東京ガーデンテラス紀尾井町）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社　不動産信託部

電話番号　〇三―四三三五―七三七二

令和八年十月二十三日

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　笹田　賢一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/ariakeoffice.html

令和八年十月二十三日

東京都港区六本木一丁目六番一号

泉ガーデンタワー一二階

Residential Portfolio One特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十八億二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmm.jp/koukoku/sanfukuden_tmk/

令和八年十月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

三福田特定目的会社

取締役　鈴木　勝也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億二千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi

令和八年十月二十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

東京レジデンシャル特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十五億三千四百五十万円（ただし、B号優先出資について金十五億三千四百五十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001603/7oe2/

令和八年十月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・デイジー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百三十六億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年一月九日付官報の号外第五号一五五頁に掲載されています。

令和八年十月二十三日

東京都新宿区下宮比町一番四号

特定目的会社ニセコリゾートホテル

取締役　石田　泉

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都大田区大森北四―一一―一一

株式会社ニシヤマ確定給付企業年金

清算人　阿部　徹

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭＳ株式会社

（旧三菱農機販売株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第三回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭ株式会社

（旧三菱マヒンドラ農機株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第三回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

株式会社ＩＮＰＥＸコンソン

代表取締役社長　渡邉　章弘

訂正公告

令和八年九月二十八日（号外第二一三号）掲載の被相続人　亡　宮崎きよみに係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、本籍「名古屋市中区栄一丁目一〇八九番地」とあるは「名古屋市中区栄一丁目一八〇九番地」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号

ザ・ビルディングパーク丸の内二階　弁護士法人北澤総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　北澤　嘉章

訂正公告

令和八年九月二十五日掲載の教育職員免許状取上げ処分公告中、「教育職員免許法第11条第１項該当」とあるは「教育職員免許法第11条第１項(同法施行規則第74条の２第８号ホ）該当」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年十月二十三日

栃木県教育委員会

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年九月二十五日掲載の郡山簡易裁判所に係る令和八年（ヘ）第一号除権決定中（原稿誤り）				
一三一	一	一五	平成	令和
〃	〃	一八	〃	〃
〃	〃	一九	〃	〃